

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース)

労働者の労働環境の向上を図るため、雇用管理改善につながる制度等を導入し、実施した事業主に対して、賃金および経費の一部が助成されます！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 「雇用管理制度整備計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
2. 雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入を労働協約または就業規則に新たに定め、1人以上の通常の労働者に適用すること
3. 「雇用管理制度整備計画」に基づき、当該「雇用管理制度整備計画」の実施期間内に、雇用管理制度を導入・実施すること
4. 「雇用管理制度整備計画」期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率が、「雇用管理制度整備計画」を提出する前1年間の離職率よりも一定以上低下していること

受給内容

目標達成助成：**57万円**
(生産性の向上が認められる場合：**72万円**)

申請期間：算定期間（計画期間終了後12か月間）終了後2か月以内

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所